

# 第45期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2024年6月26日（水曜日）  
午前10時

## 開催場所

兵庫県神戸市東灘区向洋町中二丁目9番地1  
神戸ファッションプラザ内  
神戸ファッション美術館5階  
オルビスホール

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型譲渡制限付株式に係る報酬額設定の件
- 第8号議案 社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入及び報酬額設定の件
- 第9号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入及び報酬額設定の件

株主の皆さまにおかれましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

第45期（2023年4月1日～2024年3月31日）定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

当社は、2022年12月に東京証券取引所プライム市場へ新規上場後、2期目となる当期を過去最高の業績で終えることができました。

これもひとえに、株主の皆さまをはじめ、全てのステークホルダーの皆さまからのご支援の賜物であり、あらためて心より御礼申しあげます。

当社は、脱炭素社会や循環経済への転換に向けて、廃棄物処理・資源循環という重要な社会インフラを担う企業として、社会課題解決に繋がるESG（環境・社会・ガバナンス）施策に取り組んでおります。

当期は、三木バイオマスファクトリーの稼働開始に加え、廃プラスチックの資源循環、公民連携による廃棄物処理施設の整備に向けた取り組みなどを進めてまいりました。

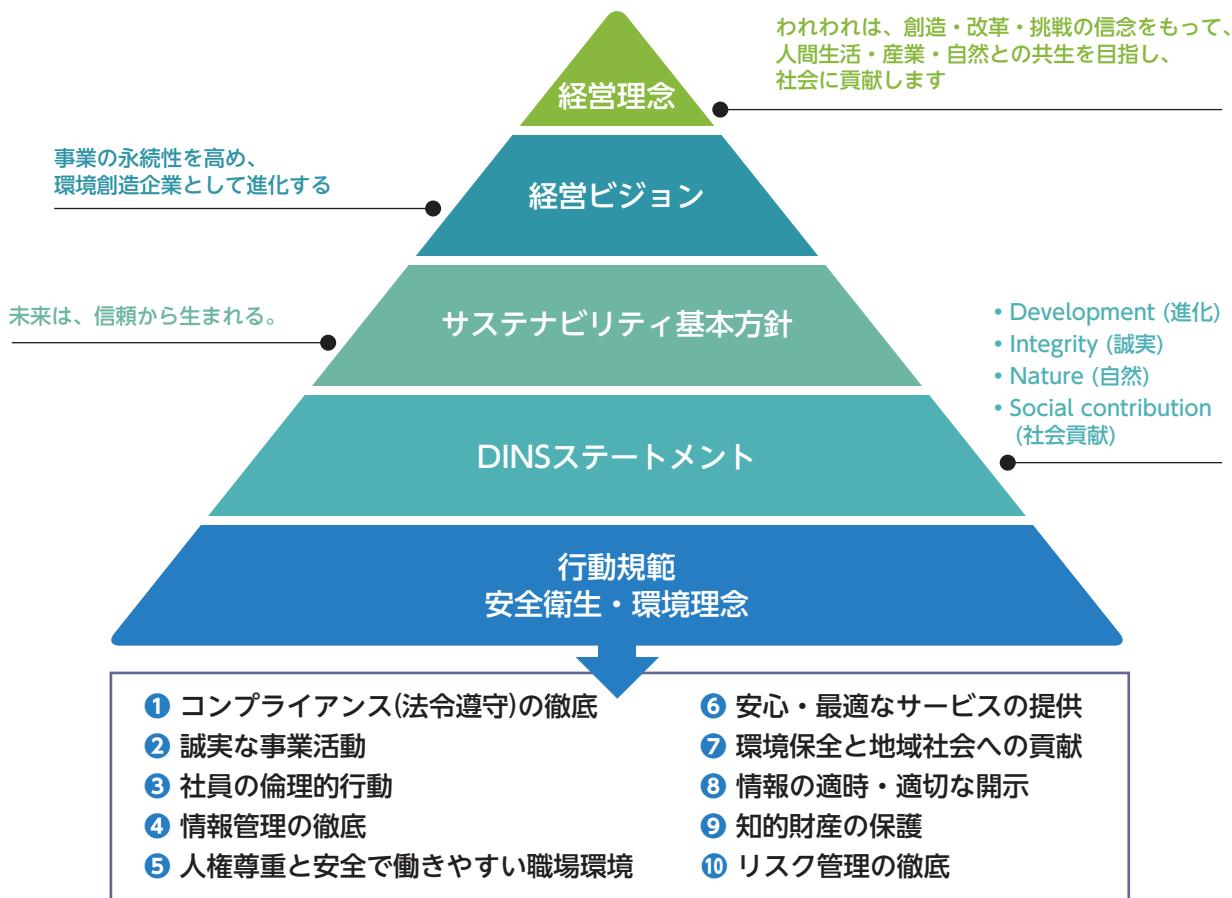
今後も、廃棄物処理・資源循環による新たな価値創造を通じて、『人間生活・産業・自然との共生を目指し、社会に貢献します』とする経営理念を実践するため、サステナブルな明るい未来社会を実現する、より良い環境づくりを目指してまいります。

引き続き、株主の皆さまからのご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

代表取締役社長

**金子 文雄**





## DINS Roots (創業の原点)

～未来は、信頼から生まれる。～

大栄環境グループの事業の中心である廃棄物処理は、なによりもまず、お客様と地域の皆さまからの「信頼」がなくては成り立たないものです。1979年の創業から、持続可能な循環型社会の実現をひたむきに目指してきた私たちにとって、永続的な「信頼」を構築することこそが、サステナブルな未来へのスタートライン。その想いは、これまでもこれからも決して変わることはありません。

株主各位

証券コード 9336  
2024年6月10日

大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号

**大栄環境株式会社**

代表取締役社長 **金子 文雄**

## 第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社のウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

**当社ウェブサイト**

<https://www.dinsgr.co.jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

**東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）**

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大栄環境」又は「コード」に当社証券コード「9336」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）において、議案に対する賛否をご入力の上、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付ください。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
<b>2 場 所</b>	兵庫県神戸市東灘区向洋町中二丁目9番地1 <b>神戸ファッションプラザ内 神戸ファッション美術館5階 オルビスホール</b> <small>（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）</small>
<b>3 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第45期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第45期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金処分の件</li> <li>第2号議案 定款一部変更の件</li> <li>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件</li> <li>第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</li> <li>第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件</li> <li>第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件</li> <li>第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型譲渡制限付株式に係る報酬額設定の件</li> <li>第8号議案 社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入及び報酬額設定の件</li> <li>第9号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入及び報酬額設定の件</li> </ol>
<b>4 議決権行使のお取り扱い</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</li> <li>インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</li> <li>書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。</li> <li>後述の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。</li> </ul>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款第14条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
  - ① 事業報告の「主要な事業内容」「主要な事業所等」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 節電の取組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。また、当社スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** 2024年6月25日（火曜日）午後5時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2024年6月25日（火曜日）午後5時30分到着分まで

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使®」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



「スマート行使®」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

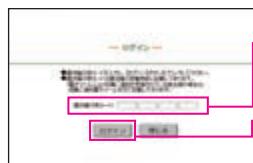
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 剰余金処分の件

当社は、事業環境や財務状況等を総合的に勘案し、事業運営上必要な資金を維持・確保することを前提に、M&A、公民連携及び研究開発などの成長投資とのバランスも勘案しつつ株主の皆さまへの安定的な利益還元を行うことを基本方針としており、連結配当性向は30%以上を目安に持続的かつ安定的な配当を目指し、年1回の期末配当を行ってまいりました。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 <b>42円</b> 配当総額 <b>4,165,369,152円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月27日

## 第2号議案

## 定款一部変更の件

## (1) 提案の理由

- ① 当社は、取締役である監査等委員が取締役会における議決権を有し、さらに、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が「適法性監査」に加えて「妥当性監査」を行うことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、重要な業務執行の決定権限を取締役会から取締役に委任することで、経営の意思決定の迅速化を図り、更なる企業価値の向上を目指すため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

- ② 当社は、2024年3月1日にWEリーグに所属する日本女子プロサッカークラブ「INAC神戸レオネッサ」を運営するアイナックフットボールクラブ株式会社の全株式を取得し、連結子会社化いたしました。これに伴い、現行定款第2条（目的）に「スポーツ振興事業」を追加するとともに、「ゴルフ場の経営及びゴルフ用品の販売」を当該「スポーツ振興事業」に集約するものです。

## (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ~28. (条文省略)	1. ~28. (現行どおり)
29. <u>ゴルフ場の経営及びゴルフ用品の販売</u>	29. <u>スポーツ振興事業</u>
30. ~33. (条文省略)	30. ~33. (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、8名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>監査等委員以外</u>の取締役に<u>ついては</u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役に</u>ついては選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役に<u>を除く</u>)の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。</p>
<p>第22条～第23条 (条文省略)</p>	<p>第22条～第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が当該提案に異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載または記録し、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第29条～第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の数)</p> <p>第31条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 <u>当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載または記録し、出席取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第30条～第31条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削除)</p> <p>(常勤監査等委員の選定)</p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、監査等委員会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載または記録し、出席監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)  第42条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て決定する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第43条～第47条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)  第39条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て決定する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第40条～第44条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u>  <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第45期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、第45期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</p>

## 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において「取締役」といいます。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	かねこ ふみお 金子 文雄	代表取締役社長	再任
2	おおた なりゆき 大田 成幸	専務取締役 (事業・技術担当)	再任
3	おおなか かずまさ 大仲 一正	常務取締役 営業本部長 (営業担当)	再任
4	むらかみ ともこ 村上 知子	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村上知子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、村上知子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、村上知子氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、村上知子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、村上知子氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役全員との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者の再任が承認された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

1

かね こ ふみ お  
**金子 文雄**

(1956年10月17日生)

所有する当社の株式数 48,300株  
取締役在任年数 33年  
取締役会出席状況 19/19回



再任

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1979年4月 有限会社大栄衛生（現：株式会社大栄衛生）入社  
1983年9月 三重中央開発株式会社 取締役  
1986年6月 同社監査役  
1991年5月 当社取締役  
1994年3月 当社常務取締役  
2002年3月 当社取締役副社長  
2002年3月 三重中央開発株式会社 取締役副社長  
2003年3月 株式会社GE（現：DINS関西株式会社）設立 取締役  
2004年3月 バイオエタノール・ジャパン・関西株式会社（現：DINS関西株式会社）取締役  
2004年5月 当社代表取締役副社長  
2004年5月 三重中央開発株式会社 代表取締役副社長  
2007年4月 同社代表取締役社長  
2007年4月 当社代表取締役社長（現任）  
2007年4月 株式会社RAC関西（現：DINS関西株式会社）取締役  
2023年9月 一般社団法人資源循環推進協議会 理事（現任）  
2024年3月 アイナックフットボールクラブ株式会社 代表取締役会長（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

一般社団法人資源循環推進協議会 理事

### 取締役候補者とした理由

金子文雄氏は、1979年10月の当社設立時より、当社の運営、経営を担い、当社をはじめ、当社グループ各社の取締役を歴任してまいりました。2007年4月からは当社代表取締役社長として、強いリーダーシップで長年にわたり当社グループ全体を牽引し、企業価値を高めてきた実績と豊富な経験を有しております。今後も優れた経営手腕と強いリーダーシップにより企業価値を向上させていくことが期待でき、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者番号

2

おお た なり ゆき  
**大田 成幸**  
(1954年9月14日生)

所有する当社の株式数 47,800株  
取締役在任年数 17年  
取締役会出席状況 19/19回



再任

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1982年8月	架裕建設有限会社設立	取締役
1996年3月	健裕開発株式会社（現：三重中央開発株式会社）	入社
2002年5月	三重中央開発株式会社	取締役兼副事業部長
2007年4月	当社	常務取締役兼事業本部長
2007年4月	三重中央開発株式会社	常務取締役兼事業本部長
2011年4月	一般社団法人日本汚染土壌処理業協会	理事（現任）
2013年4月	当社	常務取締役
2013年4月	三重中央開発株式会社	常務取締役
2016年2月	一般社団法人日本災害対応システムズ	理事（現任）
2020年5月	DINS関西株式会社	代表取締役
2021年6月	当社	専務取締役 事業・技術担当（現任）
2022年6月	一般社団法人堺臨海エコファクトリーズ協議会	理事（現任）
2023年6月	DINS関西株式会社	取締役（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

DINS関西株式会社 取締役  
一般社団法人日本汚染土壌処理業協会 理事  
一般社団法人日本災害対応システムズ 理事  
一般社団法人堺臨海エコファクトリーズ協議会 理事

### 取締役候補者とした理由

大田成幸氏は、2002年5月から当社グループ重要子会社である三重中央開発株式会社の取締役として経営に従事しております。2007年4月の当社取締役就任以降は、事業本部長等を歴任しており、2021年6月からは、事業・技術部門を統括する取締役として経営手腕を十分に発揮しております。これらのことから引き続き同氏の経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

3

おお なか かず まさ  
**大 仲 一 正**

(1956年3月28日生)

所有する当社の株式数 8,800株  
取締役在任年数 14年  
取締役会出席状況 19/19回



再 任

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1974年3月 日本写真印刷株式会社（現：NISSHA株式会社）入社  
1980年6月 丸末興業株式会社（現：株式会社丸末）入社  
1989年3月 三重中央開発株式会社入社  
2002年5月 同社取締役営業部長  
2010年4月 当社取締役営業部長  
2011年12月 当社取締役  
2019年4月 当社取締役営業本部長  
2021年6月 当社常務取締役営業本部長 営業担当（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

なし

### 取締役候補者とした理由

大仲一正氏は、2002年5月から当社グループ重要子会社である三重中央開発株式会社の取締役として経営に従事、2010年4月から当社取締役営業部長、2019年4月からは当社取締役営業本部長を歴任し、当社グループの営業部門を統括する取締役として経営手腕を十分に発揮しております。これらのことから引き続き同氏の経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

4



再任

社外

独立

むら かも とも こ  
村上 知子

(1970年12月23日生)

所有する当社の株式数 4,600株  
社外取締役在任年数 3年  
取締役会出席状況 19/19回

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

2005年10月 弁護士登録  
2005年10月 石井義人法律事務所入所  
2008年11月 むらた・ふたば法律特許事務所入所  
2011年4月 関西学院大学法学部 非常勤講師（ビジネス法担当）  
2013年5月 アーカス総合法律事務所設立 パートナー（現任）  
2017年4月 国家戦略特区関西圏雇用労働相談センター  
（有限責任監査法人トーマツ）委託機関相談員  
2017年11月 公益財団法人大阪産業局（内部通報窓口）委託機関相談員（現任）  
2019年4月 大阪市教育委員会第三者専門家チーム 委員（現任）  
2021年4月 大阪海区漁業調整委員会 委員（現任）  
2021年6月 医療法人社団せんだん会 監事（現任）  
2021年6月 当社社外取締役（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

アーカス総合法律事務所 パートナー  
大阪市教育委員会第三者専門家チーム 委員  
大阪海区漁業調整委員会 委員

### 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

村上知子氏は、弁護士として法律に関する高い専門性を有するとともに、長く企業法務に関与した経験から豊富な専門的知見を有しており、独立性を確保した立場から当社の経営に有用な意見をいただいております。  
かかる実績も踏まえ、外部の客観的視点からコーポレート・ガバナンスの一層の充実が期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。  
なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知見・経験から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

#### 第4号議案

### 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	みねもり 峯森 あきら 章	常勤監査役	新任
2	むらい 村井 かずまさ 一雅	社外取締役	新任 社外 独立
3	きたじま 北嶋 のりこ 紀子	社外監査役	新任 社外 独立

新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村井一雅氏及び北嶋紀子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、村井一雅氏及び北嶋紀子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、村井一雅氏及び北嶋紀子氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、村井一雅氏及び北嶋紀子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、村井一雅氏及び北嶋紀子氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役及び監査役全員との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

1



新任

みね もり  
**峯 森**

(1952年8月10日生)

あきら  
**章**

所有する当社の株式数	9,000株
監査役在任年数	4年
取締役会出席状況	19/19回
監査役会出席状況	13/13回

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1975年4月 株式会社住友銀行（現：株式会社三井住友銀行）入行  
 1994年10月 同行伏見支店長  
 1997年1月 同行深江橋支店長  
 1998年10月 同行西宮支店長  
 1999年4月 同行西宮法人部長  
 2000年4月 株式会社びわこ銀行（現：株式会社関西みらい銀行）顧問  
 2000年6月 同行取締役  
 2003年6月 同行常務取締役  
 2007年4月 日東薬品工業株式会社 業務管理本部業務管理部長  
 2007年5月 同社取締役 業務管理本部長  
 2019年6月 当社経営管理本部総務部 顧問  
 2020年2月 当社監査役（現任）  
 2020年2月 三重中央開発株式会社 監査役（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

三重中央開発株式会社 監査役

### ■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

峯森章氏は、長年の金融機関勤務で培った幅広い経験を有し、上場会社及び当社グループ子会社において過去に取締役として経営に従事していたことから、経営全般に対する高度な知識と経験を有しており、当社常勤監査役として当社をはじめ当社グループ各社のガバナンス強化に努めてまいりました。これらのことから引き続き同氏の経験及び実績を、当社の経営全般に対する監査・監督に活かすことができると判断し、監査等委員である取締役候補者とするものであります。

候補者番号

2

むら い かず まさ  
**村 井 一 雅**  
(1963年12月13日生)

所有する当社の株式数 4,600株  
社外取締役在任年数 3年  
取締役会出席状況 19/19回  
監査役会出席状況 ー



新 任

社 外

独 立

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1990年10月 監査法人トーマツ大阪事務所（現：有限責任監査法人トーマツ）入所  
1995年8月 公認会計士登録  
2006年8月 税理士登録  
2006年8月 村井公認会計士事務所開設 代表（現任）  
2007年5月 株式会社マネジメント総合研究所設立 代表取締役  
2017年6月 テクニカル電子株式会社（現：株式会社パーキングソリューションズ）監査役  
2019年5月 税理士法人村井会計事務所開設 代表社員（現任）  
2021年6月 当社社外取締役（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

村井公認会計士事務所 代表  
税理士法人村井会計事務所 代表社員

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

村井一雅氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計、税務に関する豊富な専門的知見を有しており、当社社外取締役として独立性を確保した立場から、当社の経営に有用な意見をいただいております。

これらの豊富な経験と知見及び独立性を踏まえ、独立した立場から当社の経営全般に対する監査・監督機能を高めることができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士としての専門的知見・経験から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

候補者番号

3

きた じま のり こ  
**北 嶋 紀 子**  
(1974年10月25日生)

所有する当社の株式数 4,600株  
社外監査役在任年数 3年  
取締役会出席状況 19/19回  
監査役会出席状況 13/13回



新任

社外

独立

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

2000年10月 弁護士登録  
2000年10月 井上隆彦法律事務所（現：フェニックス法律事務所）入所  
2012年 1 月 同法律事務所 共同代表（現任）  
2015年 6 月 三京化成株式会社 社外取締役（監査等委員）  
2017年 3 月 ダイトロン株式会社 社外監査役（現任）  
2021年 6 月 当社社外監査役（現任）  
2023年 3 月 多木化学株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

フェニックス法律事務所 共同代表  
ダイトロン株式会社 社外監査役  
多木化学株式会社 社外取締役（監査等委員）

### ■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

北嶋紀子氏は、弁護士として企業法務等に関する豊富な専門的知見を有していることに加え、上場会社において社外監査役及び監査等委員である社外取締役も務めており、当社社外監査役として、独立性を確保した立場から業務執行全般の監査を通じて、当社のガバナンス強化に努めていただいております。

かかる実績も踏まえ、独立した立場から当社の経営全般に対する監査・監督機能を高めることができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知見・経験から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

## スキルマトリックス

(ご参考) 本定時株主総会終了後の取締役（監査等委員である取締役を含む）のスキルマトリックス

第3号議案及び第4号議案を原案どおりご承認いただいた場合の取締役（監査等委員である取締役を含む）のスキルマトリックスは次のとおりであります。

氏名	役職	企業経営	法務 コンプライアンス	リスク 管理	財務・会計 税務	技術 施設運営	研究開発	営業 マーケティング	E S G サステナビリティ	人財育成
金子 文雄	代表取締役	●		●	●				●	●
大田 成幸	取締役		●	●		●	●	●		
大仲 一正	取締役					●		●		
村上 知子	社外取締役		●	●						
峯森 章	取締役 監査等委員	●	●	●	●					
村井 一雅	社外取締役 監査等委員				●				●	
北嶋 紀子	社外取締役 監査等委員		●	●						

## 取締役の選任及び候補者の指名を行うにあたっての方針

### (1) 指名の手続き

取締役（独立社外取締役を除く）の候補者は、国籍、人種、性別にとらわれないものとし、「役員規程」に基づく取締役選任基準に加え、取締役として求められる資質を以下のとおり定めております。取締役の選任・指名にあたっては、以下の基準を踏まえて、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会で審議し、取締役会で候補者を決定しております。

### (2) 取締役の選任基準

- ① 当社の企業理念を理解し、実践できること
- ② 業務執行部門を超えたグループ経営の視点に立ち、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献する客観的判断能力、経営的知識、先見性、洞察力等の資質を持っていること
- ③ コーポレート・ガバナンス知識を有し、取締役に求められている資質を有していること
- ④ 優れた人望、品格、倫理観を有し、心身ともに健康であること
- ⑤ 全てのステークホルダーに対して誠実に向き合い、調和をとることができること
- ⑥ 当社従業員（執行役員等）としての過去の実績又は社外において優れた実績を有していること
- ⑦ 取締役としての職務執行に影響を及ぼす利害関係等を有していないこと

## 社外取締役の選任及び候補者の指名を行うにあたっての方針

### (1) 指名の手続き

社外取締役（以下、「社外役員」という）の選任基準及び独立性判断基準に基づき、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会で審議し、取締役会で候補者を決定しております。

### (2) 社外役員の選任基準

- ① 経営、財務・会計、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を上げている者
- ② 取締役としてふさわしい人間性と倫理観を有する者
- ③ 社外役員としての職務遂行にあたり、他の職務との兼務が適正であり、支障とならない者
- ④ 社外役員としての職務遂行にあたり、健康上の支障がない者

### (3) 社外役員の独立性判断基準

取締役会において当社における社外役員が独立性を有すると認定するには、社外役員のうち一般株主と利益相反の生じるおそれがない者かつ東京証券取引所の以下のaからdまでに掲げる独立性基準（上場管理等に関するガイドラインⅢ5（3）の2）のいずれかに該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない。

（以下、独立性を有すると認定する社外役員を「独立役員」という）

- a. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- b. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- c. 最近においてa又は前bに該当していた者
- cの2. その就任の前10年以内のいずれかの時において次の(a)又は(b)に該当していた者
  - (a) 当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、監査役を含む。）
  - (b) 当該会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 次の(a)から(f)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
  - (a) aから前cの2までに掲げる者
  - (b) 当該会社の会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）
  - (c) 当該会社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）
  - (d) 当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、監査役を含む。）
  - (e) 当該会社の兄弟会社の業務執行者
  - (f) 最近において(b)、(c)又は当該会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

## 第5号議案

**取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件**

当社の取締役の報酬等の総額は、2022年6月27日開催の当社第43期定時株主総会において、年額320百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）とご承認いただき今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において「取締役」といいます。）の報酬額を定めることとし、引き続き、年額320百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）と定めることとさせていただき、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名（うち社外取締役1名）となります。

また、当社としては、本議案内容は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として変更を予定している取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（本招集ご通知35頁～37頁をご参照ください。）とも合致しており、取締役の職務と責任等を考慮し相当であると考えております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

## 第6号議案

**監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役（以下、本議案において「監査等委員」といいます。）の報酬額は、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額46百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員は3名となります。

また、当社としては、本議案内容は、監査等委員の職務と責任等を考慮し相当であると考えております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

## 第7号議案

# 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型譲渡制限付株式に係る報酬額設定の件

当社の取締役の報酬につきましては、2022年6月27日開催の当社第43期定時株主総会において、金銭報酬として、年額320百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）とご承認いただいております。また、2023年6月27日開催の当社第44期定時株主総会において、上記金銭報酬の額とは別枠として、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額64百万円以内とし、各事業年度において取締役（社外取締役を除く）に割り当てる譲渡制限付株式の上限を40,000株とする旨の承認をいただき、今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度を廃止し、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」といいます。）に対して新たな業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入し、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額64百万円以内、対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の総数40,000株を各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とする業績連動型譲渡制限付株式報酬制度とすることとし、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会の決議によるものとするにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

本議案内容は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として変更を予定している取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（本招集ご通知35頁～37頁をご参照ください。）とも合致していること、対象取締役に1事業年度に交付される株式上限数は発行済株式総数（2024年3月31日現在）に占める割合として0.04%以下であること等から、対象取締役の職務と責任等を考慮し相当であると考えております。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は4名（うち社外取締役1名）となり、対象取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

## 業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の具体的な概要

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度は、取締役会があらかじめ定める、原則として1事業年度（以下、「業績評価期間」といいます。）における業績目標の達成度合いに応じて、対象取締役に対して業績評価期間終了後に、業績連動型譲渡制限付株式報酬を付与するために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払

込みさせることで、対象取締役が当社が発行又は処分する当社の普通株式を割り当てるものです。

### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決議する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

### 2. 譲渡制限付株式の総数

各事業年度において対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の数の上限は、40,000株とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらに準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む）、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日以後3年を経過する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という）。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む）、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株

式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において下記（３）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### （３）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む）、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、当該対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む）、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### （４）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転契約その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### （ご参考）

当社は、本定時株主総会終了以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

## 第8号議案

**社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入及び報酬額設定の件**

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、新たに当社の社外取締役（監査等委員である社外取締役を除きます。以下、本議案において同じとします。）に対し、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件」の報酬額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額16百万円以内と設定し、各事業年度において社外取締役に割り当てる譲渡制限付株式の上限を10,000株とする譲渡制限付株式報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、導入する予定の譲渡制限付株式報酬制度の内容は、以下のとおりとなります。

本議案内容は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として変更を予定している、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（本招集ご通知35頁～37頁をご参照ください。）とも合致していること、社外取締役に1事業年度に交付される株式上限数は発行済株式総数（2024年3月31日現在）に占める割合として0.01%以下であること等から、社外取締役の職務と責任等を考慮し相当であると考えております。

なお、社外取締役については、客観的な立場から経営の監督及び助言の役割を適正に果たすことを確保する観点から、本制度は業績に連動しない株式報酬制度としております。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、社外取締役は1名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

## 本制度の具体的な概要

## 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、社外取締役にに対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、社外取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける社外取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決議する。

また、上記金銭報酬債権は、社外取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

各事業年度において社外取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の数の上限は、10,000株とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらに準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける社外取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### （1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む）、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日以後3年を経過する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該社外取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という）。

### （2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む）、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### （3）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む）、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、当該社外取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該社外取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む）、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### （４）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転契約その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （ご参考）

当社は、本定時株主総会終了以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の使用人に対し、割り当てる予定です。

## 第9号議案

# 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入及び報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、新たに当社の監査等委員である取締役（以下、本議案において「監査等委員」といいます。）に対し、第6号議案「監査等委員である取締役の報酬額設定の件」の報酬額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額32百万円以内と設定し、各事業年度において監査等委員に割り当てる譲渡制限付株式の上限を20,000株とする譲渡制限付株式報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、導入する予定の譲渡制限付株式報酬制度の内容は、以下のとおりとなります。

本議案内容は、監査等委員に1事業年度に交付される株式上限数は発行済株式総数（2024年3月31日現在）に占める割合として0.02%以下であること等から、監査等委員の職務と責任等を考慮し相当であると考えております。

なお、監査等委員については、客観的な立場から経営の監督及び助言の役割を適正に果たすことを確保する観点から、本制度は業績に連動しない株式報酬制度としております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

### 本制度の具体的な概要

#### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、監査等委員に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、監査等委員は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける監査等委員に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決議する。

また、上記金銭報酬債権は、監査等委員が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

各事業年度において監査等委員に対して割り当てる譲渡制限付株式の数の上限は20,000株とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらに準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける監査等委員との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### （1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた監査等委員は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む）、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日以後3年を経過する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該監査等委員に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という）。

### （2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた監査等委員が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む）、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### （3）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた監査等委員が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む）、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、当該監査等委員が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該監査等委員が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む）、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転契約その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

#### (ご参考)

第7号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型譲渡制限付株式に係る報酬額設定の件」、第8号議案「社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入及び報酬額設定の件」及び、第9号議案「監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入及び報酬額設定の件」をそれぞれご承認いただいた場合、本定時株主総会終了後の当社取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり変更する予定としております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

##### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績の反映及び株主と価値を共有する観点から、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成するものとする。

##### b. 基本報酬の決定に関する方針

基本報酬は「役員報酬規程」に基づき、取締役の役職、職責等に応じて定める固定報酬とし、業績及び社会情勢等を勘案して、必要に応じて見直しを図るものとする。固定報酬の見直しは、指名・報酬諮問委員会で審議を行い、取締役会の決議で決定する。なお、監査等委員である取締役の固定報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

##### c. 譲渡制限付株式報酬の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬は「役員報酬規程」に基づき、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の一層の価値共有を進めることを目的として支給する。譲渡制限付株式報酬の見直しは、指名・報酬諮問委員会で審議を行い、取締役会の決議で決定する。なお、監査等委員である取締役の譲渡制限付株式報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

・譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として、株主総会で承認された年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とされない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当て契約を締結していることを条件として支給する。

・譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数40,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本譲渡制限付株式報酬の株主総会決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

当社の社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

・譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として、株主総会で承認された年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く）が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

・譲渡制限付株式の総数

当社の社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数10,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本譲渡制限付株式報酬の株主総会決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

当社の監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

・譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の監査等委員である取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として、株主総会で承認された年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の監査等委員である取締役が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

・譲渡制限付株式の総数

当社の監査等委員である取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数20,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本譲渡制限付株式報酬の株主総会決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

# 事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1 当社グループの現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### 業績ハイライト

<b>売上高</b> <b>73,035</b> 百万円 前年同期比 7.9% 増 	<b>営業利益</b> <b>19,714</b> 百万円 前年同期比 18.6% 増 	<b>営業利益率</b> <b>27.0%</b> 前年同期比 2.4pt 増 	<b>親会社株主に 帰属する当期純利益</b> <b>13,591</b> 百万円 前年同期比 29.5% 増 
<b>EBITDA</b> <b>26,265</b> 百万円 前年同期比 18.0% 増 	<b>EBITDAマージン</b> <b>36.0%</b> 前年同期比 3.1pt 増 		

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行や雇用・所得環境の改善に加えて、活発な開発工事が下支えとなり、経済活動の正常化に向けた動きがより一層進んでおります。

このような状況のもと、インフラ開発案件に伴う廃棄物処理需要を獲得したこと、当社三木リサイクルセンターの焼却等熱処理施設である三木バイオマスファクトリーが2023年10月から本格稼働したこと、パートナー企業や自治体との廃プラスチック資源循環システムの構築に注力したことなどにより廃棄物の受入量が拡大いたしました。また、内製化によるコスト削減を進めた結果、売上・利益ともに過去最高の業績となりました。

M&Aにおいては、2024年1月5日に当社グループが進めている持続可能な成長に向けた最終処分場や焼却等熱

処理施設などの設備計画を機動的に進めるためディーデザイン株式会社を連結子会社化、同年1月31日に自治体との取引拡大のため北口建設工業株式会社を持分法適用関連会社化いたしました。さらに同年3月1日にアイナックフットボールクラブ株式会社を連結子会社化し、地域の活性化及び女子スポーツの課題であるセカンドキャリアの支援への取り組みや女性活躍社会を推進し、社会的な役割を担うことで当社グループのブランド価値や認知度向上に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は73,035百万円（前年同期比7.9%増）、営業利益は19,714百万円（前年同期比18.6%増）、経常利益は20,589百万円（前年同期比23.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は13,591百万円（前年同期比29.5%増）となりました。また、営業利益率は前年同期と比べて2.4ポイント向上し27.0%、EBITDA（営業利益+減価償却費（営業外費用除く）+のれん償却額）は26,265百万円（前年同期比18.0%増）となり、EBITDAマージン（EBITDA/売上高）は前年同期と比べて3.1ポイント向上し36.0%となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

環境関連事業	売上高	71,032百万円
	セグメント利益	20,109百万円

売上高構成比



熱処理施設

「廃棄物処理・資源循環」において、廃棄物受入量は、2,207千トン（前年同期比16.6%増）となりました。これは、関西・中部地方を中心とするインフラ開発案件に伴う廃棄物処理需要を獲得したことなどによるものであります。

「土壌浄化」において、汚染土壌受入量は、406千トン（前年同期比39.1%減）となりました。これは、大型案件の終了に加えて、最終処分場で受け入れる汚染土壌の受注単価を見直したことによるものであります。一方で、難処理土壌の獲得などにより売上高の確保に努めました。

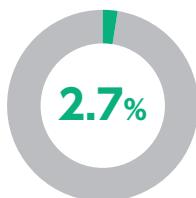
「エネルギー創造」において、当社三木リサイクルセンターの三木バイオマスファクトリーの本格稼働により売電量が前年同期比で397.9%増加しました。

利益面においては、継続的な内製化によるコスト削減を進めたことにより、増益となりました。

この結果、売上高は71,032百万円（前年同期比8.5%増）、セグメント利益は20,109百万円（前年同期比20.3%増）となりました。

その他	売上高	2,002百万円
	セグメント損失	238百万円

売上高構成比



リサイクルプラスチックパレット

「アルミパレット」において、アルミパレットの販売量は下期から回復し、前年同期比で7.0%増加しましたが、アルミ市況が低水準で推移しているため、減収となりました。

「リサイクルプラスチックパレット」において、流通業界の需要の縮小などにより販売量は減少したものの、販売単価の上昇に努めたため、売上高は前年同期並みとなりました。

「スポーツ振興」においては、2024年3月からの売上計上となります。主な売上内訳は、スポンサー収入、グッズ販売・チケット販売、ファンクラブ会費となります。

利益面においては、アイナックフットボールクラブ株式会社に係るのれん償却額の計上に加えて、上記の要因で減収となったことにより、減益となりました。

この結果、売上高は2,002百万円（前年同期比8.4%減）、セグメント損失は238百万円（前年同期はセグメント利益134百万円）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は14,311百万円で、その主なものは次のとおりであります。

### イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

- 環境関連事業 当社三木リサイクルセンター  
三木バイオマスファクトリー（兵庫県三木市）
- 当社伊賀リサイクルセンター  
伊賀メタン発酵施設（三重県伊賀市）
- 全社（共通） 当社グループ本部（神戸ファッションプラザ）  
商業施設「ROKKO i PARK」（兵庫県神戸市）

### ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

- 環境関連事業 当社御坊リサイクルセンター  
第2期管理型最終処分場（和歌山県御坊市）
- 三重中央開発株式会社三重リサイクルセンター  
第8期管理型最終処分場（2期工事）（三重県伊賀市）

### ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。



三木バイオマスファクトリー

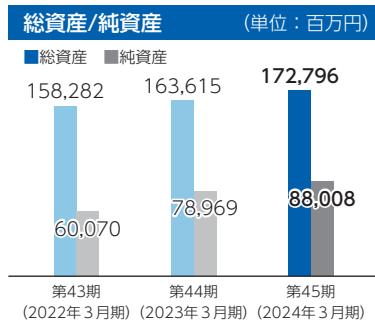
## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

## ④ 重要な組織再編等の状況

「(3) 重要な子会社及び関連会社の状況」をご参照ください。

## (2) 財産及び損益の状況



## ① 企業集団の財産及び損益の状況

		第42期 (2021年3月期)	第43期 (2022年3月期)	第44期 (2023年3月期)	第45期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高	(百万円)	61,608	64,992	67,658	73,035
営業利益	(百万円)	13,053	12,840	16,623	19,714
経常利益	(百万円)	14,155	13,304	16,702	20,589
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	9,230	8,870	10,494	13,591
1株当たり当期純利益	(円)	102.56	97.67	112.04	136.44
総資産	(百万円)	151,617	158,282	163,615	172,796
純資産	(百万円)	53,236	60,070	78,969	88,008
1株当たり純資産額	(円)	582.65	652.37	785.71	882.86

- (注) 1. 当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年10月8日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。第42期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第43期の期首から適用しており、第43期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

		第42期 (2021年3月期)	第43期 (2022年3月期)	第44期 (2023年3月期)	第45期 (当事業年度) (2024年3月期)
売上高	(百万円)	33,418	33,391	33,767	35,116
営業利益	(百万円)	9,715	7,797	9,583	7,913
経常利益	(百万円)	14,525	10,626	12,347	11,678
当期純利益	(百万円)	10,863	7,642	9,090	9,012
1株当たり当期純利益	(円)	120.71	84.16	97.06	90.47
総資産	(百万円)	122,810	127,931	133,513	136,989
純資産	(百万円)	37,016	42,445	59,719	64,046
1株当たり純資産額	(円)	407.67	463.49	597.83	645.79

- (注) 1. 当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年10月8日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。第42期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第43期の期首から適用しており、第43期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

### (3) 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
連結子会社			
三重中央開発株式会社	90	100.0	廃棄物処理・資源循環、土壌浄化、コンサルティング、エネルギー創造
DINS関西株式会社	90	100.0	廃棄物処理・資源循環、エネルギー創造
株式会社共同土木	50	100.0	廃棄物処理・資源循環
株式会社ジオレ・ジャパン	100	73.6	土壌浄化
株式会社摂津清運	60	100.0	廃棄物処理・資源循環
株式会社セーフティーアイランド	100	100.0	廃棄物処理・資源循環、土壌浄化
京都かんきょう株式会社	50	100.0	廃棄物処理・資源循環
株式会社神戸ポートリサイクル	85	82.5	廃棄物処理・資源循環
大栄アメット株式会社	100	100.0	廃棄物処理・資源循環
株式会社摂津	10	100.0	廃棄物処理・資源循環
三基開発株式会社	35	100.0	廃棄物処理・資源循環
株式会社総合農林	100	100.0	森林保全
資源循環システムズ株式会社	10	51.0	コンサルティング
アイナックフットボールクラブ株式会社	50	100.0	スポーツ地域振興
ディーデザイン株式会社	25	100.0	コンサルティング
忠岡エコサービス株式会社	100	90.0	廃棄物処理・資源循環
持分法適用関連会社			
北口建設工業株式会社	50	27.9	廃棄物処理・資源循環

- (注) 1. 2024年1月5日に株式会社シーイーシーの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。また、2024年2月1日付で、同社の商号をディーデザイン株式会社に変更しております。
2. 2024年1月31日に北口建設工業株式会社の株式20,000株を取得し、同社を持分法適用関連会社といたしました。
3. 2024年3月1日にアイナックフットボールクラブ株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。また、2024年4月1日付で当社が全額を引き受ける増資を行い、資本金が100百万円に増加しております。
4. 2024年4月1日に栄和リサイクル株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの属する廃棄物処理・資源循環業界では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という）が施行されて50年が経過し、循環経済や脱炭素が求められる社会状況の中で、廃棄物処理や資源循環のあり方を問い直すべき時期にあると考えております。

廃掃法では、一般廃棄物の処理責任は自治体にあり、産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあると定められております。産業廃棄物は、処理責任を有する排出事業者が自ら処理するよりも当社を含む民間事業者に処理委託されることが多い状況でありながら、一般廃棄物は、処理責任を有する自治体が自ら所有する廃棄物処理施設で処理されることが多く、当社を含む民間事業者に処理委託されることが多いとはいえない状況にあり、ほとんどの一般廃棄物と産業廃棄物は別の施設で処理されております。

人口減少が進む日本において、廃棄物処理・資源循環業界における2050年カーボンニュートラルの実現に向かっていくには、これまでのように一般廃棄物と産業廃棄物を別の施設で処理するのではなく、同じ地域で同じような性状の廃棄物が発生しているのであれば、同じ施設で一体的に処理することが当たり前になるよう廃棄物処理のあり方を変えていくことが必要であると考えております。

廃棄物処理のあり方を変えるために、当社グループが進めている一般廃棄物処理の公民連携事業は、自治体の財政健全化や施設の維持管理体制確保の面から、自治体の民間委託への機運が高まっているため、潜在的な市場は大きく、自治体においても住民サービスの質を変えることなくコスト削減が実現できる等、当社グループ及び自治体の双方にとってメリットのある取組みであると考えております。しかしながら、長年続いているこれまでの廃棄物処理のあり方を変えていくには、変化を恐れずに果敢に挑戦する企業の存在が不可欠であり、当社グループは、その先頭に立つ存在になるべきであると考えております。

そのように考える理由は、以下のとおりであります。

- ・多種多様で大きな処理能力を有する施設群を保有していること
- ・産業廃棄物処理の総許可能能力のうち、その約70%は一般廃棄物処理の許可も有していること
- ・一般廃棄物処理の許可を活かして、一般廃棄物処理の実績が豊富であること
- ・決して止めることができない一般廃棄物処理を安定して受託できる財務基盤を有していること

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向かっていくには、CO<sub>2</sub>排出係数の高い廃プラスチックを熱回収施設で処理するのではなく、これまで以上にマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを進める必要があります。CO<sub>2</sub>排出係数が低いバイオマス資源は、経済的なバランスを考慮しながら、よりCO<sub>2</sub>排出量の少ない方法で処理し、将来的には、CO<sub>2</sub>排出量が森林などによる吸収量を下回る、カーボンネガティブを目指す必要があると考えております。

## 1. 当期の主な成果

既存事業拡大	<p>① 焼却等熱処理施設能力増強 2023年5月、当社三木リサイクルセンターにおいて、三木バイオマスファクトリー（処理能力：440トン/日）を稼働開始。また、2024年1月、当社西宮リサイクルセンターにおいて、新規焼却施設（西宮エネルギープラザ）整備のための産業廃棄物処理施設設置許可（処理能力：220トン/日）を取得。</p> <p>② プラスチック資源循環 2023年4月、当社子会社の三重中央開発株式会社及びDINS関西株式会社が「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」という）」第48条に基づく再資源化事業計画の認定を取得。また、2024年3月には、三重県菰野町及び大阪府堺市がプラスチック資源循環法第33条に基づき認定を取得し、その再商品化計画に参画。 さらに、2024年2月、当社及び当社子会社の資源循環システムズ株式会社他2社との連携により、各社の強みを活かした廃プラスチックの回収・再生樹脂化・成型加工・製品化をワンストップで支援する動静脈連携によるプラスチックリサイクルのトータルコーディネートサービス「iCEP PLASTICS」を開始。</p> <p>③ 食品リサイクルループ 2024年3月、生活協同組合コープこうべとともに、食品資源循環の再生利用等の促進に関する法律第19条第3項の規定に基づく「再生利用事業計画（食品リサイクルループ）」について、農林水産省及び環境省からの認定を取得。</p>
--------	--

新規領域拡大	<p>① 地域循環共生圏 公民連携協定を締結している大阪府泉北郡忠岡町において、2024年4月からエネルギー回収施設完成までの間、同町の一般廃棄物を当社グループで受け入れるための中継施設が2024年3月に完成。</p> <p>② M&amp;A 2024年1月、当社グループが進めている持続可能な成長に向けた最終処分場や焼却等熱処理施設などの設備計画を機動的に進めるためディーゼイン株式会社を連結子会社化、また、自治体との取引拡大のため北口建設工業株式会社を持分法適用関連会社化。さらに同年3月にはアイナックフットボールクラブ株式会社を連結子会社化し、地域の活性化及び女子スポーツの課題であるセカンドキャリアの支援への取り組みや女性活躍社会を推進し、社会的な役割を担うことでブランド価値や認知度向上に取り組む。</p>
事業を支える重要施策	<p>① 譲渡制限付株式報酬制度の導入 2023年9月、当社及び当社子会社の従業員のための財産形成の一助とすることに加えて、当社の従業員が当社株式を保有することにより経営参画意識を高めるとともに、株主と一層の価値共有を進めることを目的として、従業員持株会向け譲渡制限付株式報酬制度を導入。</p>

## 2. 今後の重点施策

2050年カーボンニュートラルに向けて、持続可能な社会の実現と持続的な企業価値の向上を目指すために、多様なパートナーと共創し、地域循環共生圏を構築するとともに、脱炭素化、DX推進など必要な投資を積極的に行ってまいります。

### 成長の核となるESG施策



※1 必要残容量とは、資源循環システムの整備が想定どおり進んだ場合における2080年3月期までの想定埋立量を前提とした最終処分場の残容量をいいます。

※2 上記及び下記の将来数値は、様々な前提や仮定に基づいた目標値であり、様々なリスクや不確定要素によって、実際の数値と大きく異なる可能性があります。

#### ① 既存事業拡大による成長戦略

##### a. リサイクル事業

###### (a) 食品リサイクルループ構築に向けた取組み

国内有数の処理能力を持つメタン発酵施設（処理能力：320トン/日）及び堆肥化施設（処理能力：92トン/日）を伊賀リサイクルセンターにおいて2022年11月と同年10月にそれぞれ稼働開始しており、早期安定稼働を目指しております。

#### (b) プラスチック資源循環に関する取組み

プラスチック資源循環法への対応として、2023年4月に、同法第48条に基づき国の認定を取得した資源化事業スキームを活用して、産業廃棄物となるプラスチックの資源循環を進めるとともに、2024年3月、4月に、同法第33条に基づき国の認定を取得した3自治体の再商品化計画へ再商品化事業者として参画しております。今後も自治体の計画に参画する数を増やし、一般廃棄物となるプラスチックの資源循環を推進してまいります。

プラスチックの資源循環の更なる推進にあたっては、当期に開始した動静脈連携によるプラスチックリサイクルのトータルコーディネートサービス「iCEP PLASTICS」とのシナジーも図ってまいります。

#### b. 焼却等熱処理施設

##### (a) 熱処理施設の処理能力倍増及びCCU（※）導入可能性の検討

既存施設を高効率な熱回収施設へ更新するほか、地産地消による自律分散型の地域エネルギーセンター等の整備により、グループ熱処理施設の処理能力を、2023年3月期末時点の2,412トン/日から、2030年3月期末までに4,000トン/日にすることを目指します。同時に、脱炭素化との両立を目指し、CCU導入可能性の検討も進めております。

※CCUは、「Carbon dioxide Capture and Utilization」の略称であり、従来の化石燃料由来の燃料や化学品等の製品を、CO<sub>2</sub>を原料として製造した製品へと置き換えることで低炭素化を図ることをいいます。

#### c. 最終処分場

##### (a) 超長期目線での最終処分場の残容量確保

現在建設工事を進めております当社御坊リサイクルセンター第2期管理型最終処分場及び当社子会社の三重中央開発株式会社第8期管理型最終処分場（2期工事）の供用開始に向けて着実に進めてまいります。また、埋立負荷低減を図りつつも、埋立せざるを得ない廃棄物は残るため、最終処分場の計画的な整備は、資源循環システムを構築する上で必要不可欠です。当社では、創業から100年となる2080年3月期までに必要な残容量を確保するため、継続的に最終処分場の増設・新設を行いつつ、循環経済が進展する2030年以降は資源化可能物・有機性廃棄物の埋立ゼロによる埋立量の抑制を目指すことにより、「100年企業の基盤づくり」を着実に進めております。

#### ②新規領域拡大による成長戦略

##### a. 地域循環共生圏

###### (a) 地域循環共生圏の構築

日本の人口が減少する中、行政における財政健全化への歳出改革は喫緊の課題です。民設民営による効率的なインフラ整備は、その課題の解決に繋がると考えております。また、自治体に処理責任のある一般廃棄物は、自治体保有の焼却施設での処理が大部分であり、今後は民間が整備する焼却施設等へ処理委託する公民連携（PPP）への移行を成長機会と捉えております。

当社は、2024年3月期において、全国の自治体（1,788自治体（※1））の25%を超える467の自治体との取引があります。このネットワークを活かして、現在、熊本県上益城郡5町、兵庫県相生市及び大阪府泉北郡忠岡町の3エリアで締結済の公民連携協定について、2030年3月期末までに合計12エリアに拡大することを目指し、地域循環共生圏の構築を推進してまいります。

※1 2024年4月1日時点の全国の自治体1,718（東京23区除く）に、東京23区と47都道府県を合算したものとあります（出所：政府統計の総合窓口（e-Stat））。

## b. 地域パートナー企業との連携

### (a) M&A戦略

日本の廃棄物処理市場においては、欧米と比較して、各処理工程において多くの中小規模の事業者が分散する業界であることから、業界再編に繋がるM&Aの機会が豊富にあると考えております。これまで多くの子会社をM&Aによりグループ化（2024年3月末時点で連結子会社33社中20社）してきた実績を活かして、シナジーのある案件について、積極的にM&Aを推進していく予定としております。

## ③成長戦略を支える重要施策

### a. コーポレート・ガバナンスへの取組み強化

#### (a) 機関設計の変更

取締役である監査等委員が取締役会における議決権を有し、さらに、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が「適法性監査」に加えて「妥当性監査」を行うことで、取締役会の監督機能を強化し、企業価値の向上に資する有効なガバナンス体制であると考え、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行を予定しております。

#### (b) 譲渡制限付株式報酬制度の導入

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役及び執行役員と株主の一層の価値共有を進めることを目的として、監査等委員会設置会社への移行を前提に、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に対して、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役に対して、譲渡制限付株式報酬制度の導入を予定しております。

## b. DX推進

### (a) DX推進に関する取組み

業務プロセスの抜本的な改革・再設計を図り、事務作業のデジタル化等による社内外の業務効率化を目指すとともに、AI・IoT等の技術を活用した自動化・省人化による生産性向上に繋がる取り組みを進め、資源循環のあり方を革新し、社会課題の解決に挑戦し続けてまいります。

## c. 人材育成

### (a) ダイバーシティ推進・人材育成

多様な人材が、事業に誇りと使命感を持ち、やりがいを感じる土壌を創ることが当社グループの持続的な成長及び企業価値向上に繋がると考えております。従業員の能力向上を目的とした各種研修の実施、女性活躍推進、高齢者の積極的な再雇用、健康経営の推進及び従業員の資産形成のサポート等を通じて、「従業員一人ひとりが自身と企業の成長に向けて意欲的に取り組める組織運営」を目指しております。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	360,000,000株
② 発行済株式の総数	99,892,900株
③ 株主数	5,211名
④ 大株主（上位10名）	

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
ウイングトワ株式会社	61,399	61.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,810	6.87
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,329	3.36
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,958	1.98
大栄環境従業員持株会	1,407	1.42
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,072	1.08
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC SECURITIES/UCITS ASSETS	1,070	1.08
CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	1,020	1.03
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	796	0.80
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	740	0.75

(注) 持株比率は自己株式（717,444株）を控除して計算しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 4,000株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (2)⑤ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	金子 文雄	一般社団法人資源循環推進協議会 理事
取締役副社長 (総合政策・経営管理担当)	井上 吉一	一般社団法人三重県産業廃棄物協会 会長 公益社団法人全国産業資源循環連合会 副会長
専務取締役 (事業・技術担当)	大田 成幸	DINS関西株式会社 取締役 一般社団法人日本汚染土壌処理業協会 理事 一般社団法人日本災害対応システムズ 理事 一般社団法人堺臨海エコファクトリーズ協議会 理事
常務取締役 営業本部長 (営業担当)	大仲 一正	—
取締役	村井 一雅	村井公認会計士事務所 代表 税理士法人村井会計事務所 代表社員
取締役	村上 知子	アーカス総合法律事務所 パートナー 大阪市教育委員会第三者専門家チーム 委員 大阪海区漁業調整委員会 委員
常勤監査役	峯森 章	三重中央開発株式会社 監査役
監査役	魚住 隆太	魚住隆太公認会計士事務所 代表 魚住サステナビリティ研究所 代表 丸一鋼管株式会社 社外監査役 不二製油グループ本社株式会社 社外取締役 (監査等委員)
監査役	北嶋 紀子	フェニックス法律事務所 共同代表 ダイトロン株式会社 社外監査役 多木化学株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役副社長井上吉一氏は、2024年4月16日に逝去により退任いたしました。
2. 取締役村井一雅氏及び村上知子氏は、社外取締役であります。
3. 監査役魚住隆太氏及び北嶋紀子氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役峯森章氏は、長年の金融機関勤務で培った幅広い経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役魚住隆太氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見やサステナビリティに関する知識や経験を有しており、上場会社において社外役員も務めております。
6. 監査役北嶋紀子氏は、弁護士として企業法務等に関する豊富な専門的知見を有しており、上場会社において社外役員も務めております。
7. 当社は、社外取締役村井一雅氏及び村上知子氏並びに社外監査役魚住隆太氏及び北嶋紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

8. 当社では、意思決定と業務執行の分離による迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しており、執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	下田 守彦	総合政策本部長 経営計画担当
執行役員	出射 邦彦	社長付 経営戦略担当
執行役員	鱈部 仁	経営管理本部長 経営管理担当
執行役員	下地 弘章	事業本部長 事業所管理担当
執行役員	東井 基光	購買部長 購買管理担当
執行役員	田中 厚夫	三木事業所長 三木事業所運営担当
執行役員	平井 俊文	三重中央開発株式会社代表取締役 三重中央開発株式会社経営全般担当
執行役員	森田 憲一	三重中央開発株式会社取締役 三重中央開発株式会社開発業務担当
執行役員	下地 正勝	DINS関西株式会社代表取締役 DINS関西株式会社経営全般担当
執行役員	石川 光一	株式会社ジオレ・ジャパン取締役 株式会社ジオレ・ジャパン営業担当

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### ③ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役金子文雄氏、井上吉一氏、大田成幸氏、大仲一正氏、村井一雅氏、村上知子氏及び監査役峯森章氏、魚住隆太氏、北嶋紀子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって会社社員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、自己もしくは第三者の不正な利益を図る場合、当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合、その職務を行うにつき悪意又は重過失があったことにより損害賠償を請求された場合、情報提供、報告を怠った又は遅延した場合には、補償の対象としないこととしております。

### ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社に属する①役員、②管理職従業員、③従業員（不当な行為に起因するものに限り）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、生じた損害が被保険者の故意又は重過失に起因する場合には填補の対象としないこととしております。

### ⑤ 取締役及び監査役の報酬等

#### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年6月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容と取締役会で決議された決定方針との整合性を吟味し、指名・報酬諮問委員会からの答申を尊重のうえ、決議しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績の反映及び株主と価値を共有する観点から、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成するものとする。

b. 基本報酬の決定に関する方針

基本報酬は「役員報酬規程」に基づき、取締役の役職、職責等に応じて定める固定報酬とし、業績及び社会情勢等を勘案して、必要に応じて見直しを図るものとする。固定報酬の見直しは、指名・報酬諮問委員会で審議を行い、取締役会の決議で決定する。

c. 譲渡制限付株式報酬の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬は「役員報酬規程」に基づき、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の一層の価値共有を進めることを目的として支給する。譲渡制限付株式報酬の見直しは、指名・報酬諮問委員会で審議を行い、取締役会の決議で決定する。

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限  
・譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として、株主総会で承認された年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く）が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

・譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数40,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本譲渡制限付株式報酬の株主総会決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

#### ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（うち社外取締役）	156（9）	147（9）	－（－）	9（－）	6（2）
監査役（うち社外監査役）	20（9）	20（9）	－（－）	－（－）	3（2）
合計（うち社外役員）	177（19）	167（19）	－（－）	9（－）	9（4）

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当連結会計年度における費用計上額を記載しております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2022年6月27日開催の第43期定時株主総会において年額320百万円以内（うち、社外取締役年額300百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。
- また、上記の金銭報酬とは別枠で、2023年6月27日開催の第44期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額64百万円以内、取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数を年40,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、4名です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2022年6月27日開催の第43期定時株主総会において年額46百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

## ⑥ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

会社における地位及び氏名	重要な兼職先の状況	重要な兼職先と当社との関係
取締役（社外） 村井 一雅	村井公認会計士事務所 代表	特別な関係はありません。
	税理士法人村井会計事務所 代表社員	特別な関係はありません。
取締役（社外） 村上 知子	アークス総合法律事務所 パートナー	特別な関係はありません。
	大阪市教育委員会第三者専門家チーム 委員	特別な関係はありません。
	大阪海区漁業調整委員会 委員	特別な関係はありません。
監査役（社外） 魚住 隆太	魚住隆太公認会計士事務所 代表	特別な関係はありません。
	魚住サステナビリティ研究所 代表	特別な関係はありません。
	丸一鋼管株式会社 社外監査役	営業上の取引関係があり、当該取引に係る受取額は、当社売上高の0.1%未満となっております。当社から兼職先への支払い実績はありません。
	不二製油グループ本社株式会社 社外取締役（監査等委員）	特別な関係はありません。
監査役（社外） 北嶋 紀子	フェニックス法律事務所 共同代表	特別な関係はありません。
	ダイトロン株式会社 社外監査役	特別な関係はありません。
	多木化学株式会社 社外取締役（監査等委員）	営業上の取引関係があり、当該取引に係る受取額は、当社売上高の0.1%未満となっております。当社から兼職先への支払い実績はありません。

(注) 社外取締役村井一雅氏、社外取締役村上知子氏、社外監査役魚住隆太氏及び社外監査役北嶋紀子氏は、それぞれ当社の株式4,600株を保有しておりますが、当社と各取締役及び各監査役との間には、それ以外の人的関係、資本的關係その他の利害関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 村井 一雅	<p>当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士及び税理士としての財務及び会計、税務に関する専門的見地から積極的に発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として独立した客観的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。その他、サステナビリティ推進委員会のオブザーバーを務めております。</p>
取締役 村上 知子	<p>当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席いたしました。</p> <p>主に弁護士としての企業法務等に関する専門的見地から積極的に発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として独立した客観的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。その他、サステナビリティ推進委員会のオブザーバーを務めております。</p>
監査役 魚住 隆太	<p>当事業年度に開催された取締役会19回全てに、監査役会13回全てに出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士としての財務及び会計に関する専門的見地とサステナビリティに関する豊富な知識や経験から積極的に発言を行っております。また、サステナビリティ推進委員会のオブザーバーを務めております。</p>
監査役 北嶋 紀子	<p>当事業年度に開催された取締役会19回全てに、監査役会13回全てに出席いたしました。</p> <p>主に弁護士としての企業法務等に関する専門的見地から積極的に発言を行っております。また、サステナビリティ推進委員会のオブザーバーを務めております。</p>

### 3 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業環境や財務状況等を総合的に勘案し、事業運営上必要な資金を維持・確保することを前提に、M&A、公民連携及び研究開発などの成長投資とのバランスも勘案しつつ株主の皆さまへの安定的な利益還元を行うことを基本方針としており、連結配当性向は30%以上を目安に持続的かつ安定的な配当を目指し、年1回の期末配当を行ってまいりましたが、2025年3月期より、株主の皆さまへの利益還元の機会を充実させるため、中間配当、期末配当の年2回の剰余金の配当を行う方針であります。内部留保資金につきましては、設備の処理能力の向上・合理化のための設備投資やM&A、公民連携及び研究開発などの成長投資等に活用してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり42円とさせていただきます。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>66,582</b>
現金及び預金	49,022
受取手形	528
売掛金	10,373
有価証券	2,026
製品	56
仕掛品	129
原材料及び貯蔵品	300
その他	4,145
貸倒引当金	△1
<b>固定資産</b>	<b>105,958</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>85,271</b>
建物及び構築物	27,169
機械装置及び運搬具	23,444
最終処分場	5,446
土地	18,818
建設仮勘定	7,979
その他	2,413
<b>無形固定資産</b>	<b>1,209</b>
のれん	680
その他	529
<b>投資その他の資産</b>	<b>19,477</b>
投資有価証券	7,216
繰延税金資産	1,414
その他	10,876
貸倒引当金	△30
<b>繰延資産</b>	<b>255</b>
株式交付費	255
<b>資産合計</b>	<b>172,796</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>29,604</b>
買掛金	3,347
1年内償還予定の社債	960
1年内返済予定の長期借入金	13,255
未払法人税等	4,141
賞与引当金	985
資産除去債務	48
その他	6,865
<b>固定負債</b>	<b>55,183</b>
社債	1,835
長期借入金	45,017
繰延税金負債	42
退職給付に係る負債	796
資産除去債務	6,881
その他	610
<b>負債合計</b>	<b>84,787</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>86,331</b>
資本金	5,907
資本剰余金	12,651
利益剰余金	69,451
自己株式	△1,678
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,226</b>
その他有価証券評価差額金	1,146
退職給付に係る調整累計額	79
<b>非支配株主持分</b>	<b>451</b>
<b>純資産合計</b>	<b>88,008</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>172,796</b>

## 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額	
売上高		73,035
売上原価		41,260
売上総利益		31,775
販売費及び一般管理費		12,060
営業利益		19,714
営業外収益		
受取利息	115	
受取配当金	91	
持分法による投資利益	136	
為替差益	762	
受取賃貸料	98	
物品売却収入	170	
その他	139	1,514
営業外費用		
支払利息	264	
株式交付費償却	152	
物品売却費用	151	
その他	71	639
経常利益		20,589
特別利益		
固定資産売却益	34	
受取保険金	11	46
特別損失		
固定資産売却損	76	
固定資産除却損	47	
違約金損失	16	140
税金等調整前当期純利益		20,496
法人税、住民税及び事業税	7,370	
法人税等調整額	△506	6,863
当期純利益		13,632
非支配株主に帰属する当期純利益		40
親会社株主に帰属する当期純利益		13,591

# 計算書類

## 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>47,209</b>
現金及び預金	33,801
受取手形	241
売掛金	6,709
有価証券	2,026
製品	27
原材料及び貯蔵品	182
その他	4,222
貸倒引当金	△1
<b>固定資産</b>	<b>89,524</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>41,979</b>
建物	11,863
構築物	1,469
機械装置	14,296
最終処分場	1,473
土地	8,315
建設仮勘定	3,056
その他	1,504
<b>無形固定資産</b>	<b>466</b>
ソフトウェア	271
その他	195
<b>投資その他の資産</b>	<b>47,078</b>
投資有価証券	4,490
関係会社株式	8,097
関係会社長期貸付金	27,832
繰延税金資産	1,073
差入保証金	3,938
その他	3,113
貸倒引当金	△1,468
<b>繰延資産</b>	<b>255</b>
株式交付費	255
<b>資産合計</b>	<b>136,989</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>22,259</b>
買掛金	2,512
1年内償還予定の社債	910
1年内返済予定の長期借入金	12,858
未払法人税等	870
賞与引当金	544
その他	4,562
<b>固定負債</b>	<b>50,683</b>
社債	1,835
長期借入金	44,377
退職給付引当金	359
資産除去債務	3,609
その他	502
<b>負債合計</b>	<b>72,942</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>63,270</b>
<b>資本金</b>	<b>5,907</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>5,817</b>
資本準備金	5,817
<b>利益剰余金</b>	<b>53,224</b>
利益準備金	22
その他利益剰余金	53,201
特定災害防止準備金	2,048
特別償却準備金	41
固定資産圧縮積立金	270
別途積立金	56
繰越利益剰余金	50,783
<b>自己株式</b>	<b>△1,678</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>775</b>
その他有価証券評価差額金	775
<b>純資産合計</b>	<b>64,046</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>136,989</b>

## 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額	
売上高		35,116
売上原価		19,198
売上総利益		15,917
販売費及び一般管理費		8,003
営業利益		7,913
営業外収益		
受取利息	389	
受取配当金	3,414	
受取賃貸料	442	
その他	610	4,856
営業外費用		
支払利息	246	
貸倒引当金繰入額	553	
その他	291	1,092
経常利益		11,678
特別利益		
固定資産売却益	8	8
特別損失		
固定資産売却損	31	
違約金損失	16	
その他	5	52
税引前当期純利益		11,633
法人税、住民税及び事業税	2,955	
法人税等調整額	△333	2,621
当期純利益		9,012

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

大栄環境株式会社  
取締役会 御中

#### 仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 高田 篤  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 西田 直樹  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大栄環境株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大栄環境株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

大栄環境株式会社  
取締役会 御中

### 仰星監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 高田 篤  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 西田 直樹  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大栄環境株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

大 栄 環 境 株 式 会 社      監 査 役 会

常 勤 監 査 役   峯 森   章                      ㊟

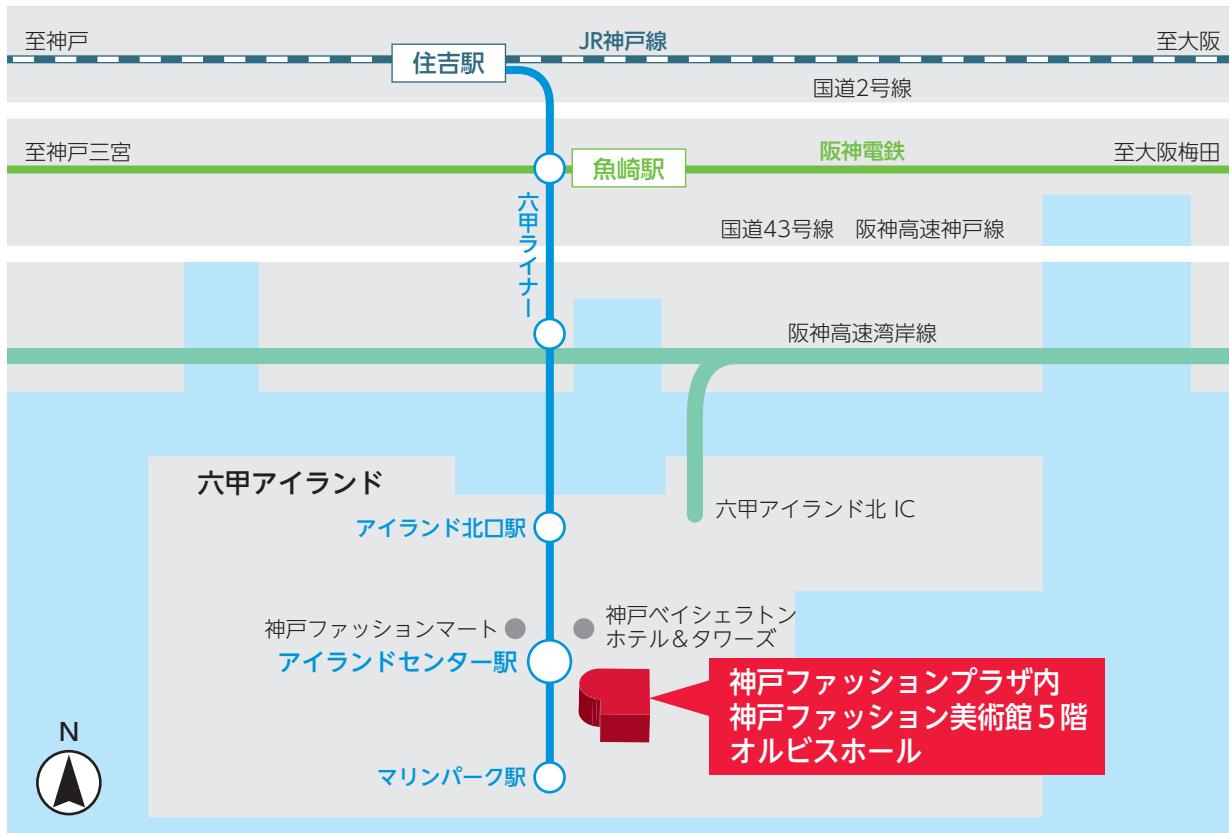
社 外 監 査 役   魚 住   隆 太                    ㊟

社 外 監 査 役   北 嶋   紀 子                    ㊟

# 株主総会会場 ご案内図

会場

兵庫県神戸市東灘区向洋町中二丁目9番地1  
神戸ファッションプラザ内  
神戸ファッション美術館5階 オルビスホール  
TEL：078-858-0055



六甲ライナー「アイランドセンター」駅 東出口 徒歩約2分

阪神魚崎駅

六甲ライナー魚崎駅

六甲ライナー

アイランドセンター駅

東出口より

徒歩約2分

JR住吉駅

六甲ライナー住吉駅

※お車でのご越しの際は、美術館地下の神戸ファッションプラザ駐車場をご利用ください（有料）。

大栄環境グループ【公式】 X



UD FONT